

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	揮発油税の当分の間の税率相当額の環境税化		
税 目	「地球温暖化対策のための税」		
要 望 の 内 容	平成 23 年度税制改正要望を行った「地球温暖化対策のための税」のうち、現行の石油石炭税にＣＯ２排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」については、平成 23 年度税制関連法案に盛り込まれ、現在、継続審議中となっており、環境省としてその速やかな導入に向け取り組んでいるところ。 一方、ガソリン（揮発油）への上乗せ課税に関しては、平成 23 年度税制改正大綱において「国及び地方の財政事情は引き続き非常に厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、平成 23 年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持する」こととされている。 揮発油税の当分の間の税率については、地球温暖化対策の観点から、 ○ 当該税率を廃止した場合、長期的にはＣＯ２排出量の増加が見込まれ、現在の抑制効果（価格効果）を最低限維持する必要があること ○ その税収を一般財源としつつも、地球温暖化対策に活用することにより、財源効果としてＣＯ２排出抑制効果が見込めること ○ 欧州など諸外国の税率と比較した場合、当分の間の税率を含め、我が国のガソリンへの課税は、決して高いものではないこと から、平成 24 年度以降においても当該税率を維持することが必要である。 このため、低炭素化の促進を図るため、当分の間維持することとされている揮発油税の税率（上乗せ分）について、これを「地球温暖化対策のための税」として位置づけ現行水準を維持するとともに、その税収を地球温暖化対策に優先的に充当することとする。 【課税の内容】 揮発油税の当分の間の税率について、「地球温暖化対策のための税」として位置づけ、現行の税率水準を維持する。 【使途】 税収は、一般財源としつつ、地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充当することとする。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	政策目的 2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスを 25%削減、2050 年までに 1990 年比で温室効果ガスを 80%削減するという目的を達成し、低炭素社会の実現に資することを目的とする。 施策の必要性 2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスを 25%削減、2050 年までに 1990 年比で温室効果ガスを 80%削減するという目標を確実に実現させるためにはあらゆる施策を総動員して行う必要があり、その中でも、課税によるＣＯ２排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、ＣＯ２排出抑制への二重の効果が期待できる本施策は最重要施策の一つである。	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	8．環境・経済・社会の統合的向上 8-1．経済のグリーン化の推進
		政 策 の 達 成 目 標	2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスを 25%削減、2050 年ま でに 1990 年比で温室効果ガスを 80%削減するという目的を達成 し、低炭素社会の実現に資する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	2009 年度における我が国の温室効果ガス排出量は、12 億 900 万 トン（基準年比 - 4.1%）となっており、他の温暖化対策と併せて、「地球温暖化対策のための税」の早期かつ確実な実施が不可 欠である。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	〔参考〕 揮発油税及び地方揮発油税の関係場数：5,824 （平成 21 年度版国税庁統計年報より）
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	課税によるCO ₂ 排出抑制に加え、その税収を地球温暖化対策 に使うことで、CO ₂ 排出抑制への二重の効果と、環境関連産 業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	ガソリンへの上乗せ課税については、 ・ 他の主要国においても、他の化石燃料に比べガソリンに対 して高率の課税がなされていること ・ CO ₂ 排出量に占める割合が高い運輸部門において、価格 効果によるCO ₂ 排出抑制効果が期待できること から、本要望に係る措置を講ずることが適当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 17 ～ 23 年度税制改正要望において、毎年度要望を提出。